租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、第四十一条の四の二」を「から第四十一条の四の三まで」に改める。

第二条第二号中「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の五の二」を加え、「第四十二条の十二の六」及び「から第四十四条の三まで、第四十四条の五」を削り、同条第三号中「、第五十五条の二（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）」を削り、同条第十号中「第三項を除く。）」の下に「、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）」を加え、同条第十二号中「第六十八条の十五の六」の下に「、第六十八条の十五の六の二」を加え、「第六十八条の十五の七」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六」に改め、同条第十三号中「、第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）」を削り、同条第二十号中「第六十八条の九十六まで」の下に「、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）」を加え、「、第六十八条の百二の二」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一号の改正規定　令和三年一月一日

二　次項の規定　令和三年四月一日

三　第二条第二号の改正規定（「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の五の二」を加える部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十五の六」の下に「、第六十八条の十五の六の二」を加える部分に限る。）　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　号）の施行の日

（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第八十四条若しくは第九十八条又は第八十八条第二項若しくは第百二条第二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一　改正法附則第八十四条又は第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の十二の六又は第六十八条の十五の七の規定

二　改正法附則第八十八条第二項又は第百二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第八項若しくは第九項の規定

3　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同項第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項、第十一条の四第八項、第十二条第十項、第十四条、第十八条の三第一項及び第十二項、第二十五条の四第二項、第二十六条の三第一項及び第十三項、第三十二条並びに第四十三条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

第十二条の二第四項第一号及び第八項中「第十条の五の五第三項」を「第十条の五の四の二第三項」に改める。

第十三条の三第五項中「第三十五条、第三十五条の二」を「第三十五条から第三十五条の三まで」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「及び第三十五条の三第一項」を加える。

第十四条第十八項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「及び第三十五条の三第一項」を加え、同条第十九項中「同条第二項」を「同条第二項第二号」に改める。

第二章中第十五条の二の次に次の一条を加える。

（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十五条の三　法第十三条の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ及びロ中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

第十八条の三第二項中「、同項」を「、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」に、「の同項」を「の法第十八条の三第一項」に改め、同条第三項の表租税特別措置法施行令第三十七条の二第二項の項中「第三十七条の二第二項」の下に「、第三十七条の三第三項及び第三十九条の十三の二第一項」を加え、同表租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の十三の二第一項の項を削る。

第二十二条の三第二項第一号イ中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。